

上川地方技能推進協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、上川総合振興局管内に居住し、同一職種に優秀な技能者として長く従事し、かつ、企業における勤務成績が優秀な者及び職業訓練を通じ技能者の育成に功績のあった者等を表彰することにより、広く社会一般の技能に対する理解を深めてもらい、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰及び表彰基準)

第2条 表彰は、第3条から第5条に該当する者で、表彰するにふさわしい者に対して、上川地方技能推進協議会長（以下「会長」という。）が行う。

(優秀技能者)

第3条 優秀技能者は、40歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 同一職種に関し30年以上の実務経験を有し、かつ、同一企業に10年以上在職した者であり、技能が優秀で他の模範と認められる者。
- (2) 同一職種に関し20年以上の実務経験を有し、かつ、同一企業に20年以上在職した者であり、技能が優秀で他の模範と認められる者。
- (3) 同一職種に関し30年以上の実務経験を有し、技能を通じ業務並びに産業の発展に寄与した者。

(訓練功労者)

第4条 訓練功労者は、認定職業訓練の実施及び振興を積極的に推進し、優秀な技能者の育成に功績のあった40歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 表彰時において、認定職業訓練団体等の役員、指導員、講師、事務担当者等の職務に10年以上従事し、その功績が特に顕著な者。
- (2) 訓練を担当し、常に研究心旺盛で、その訓練を受けた者が技能検定や各種コンクール等に参加し、優秀な成績を収めるなど、その功績が特に顕著な者。

(青少年優秀技能者)

第5条 青少年優秀技能者は、技能、人格ともに優れた25歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技能五輪北海道代表となり優秀な成績を収めた者。あるいは、各種技能競技会等においてこれと同等の価値があると認められる成績を収めた者。
- (2) 2級技能士又はそれと同等の資格を有し、後進の指導に積極的な者。

(優良事業者)

第6条 優良事業者は、技能五輪や各種技能競技会等において優秀な成績を収めた若手技能者の育成に功績のあった事業者とし、会長が推薦し、選考委員会の意見を聞き決定する。

(受賞者数)

第7条 表彰は年1回実施するものとし、受賞者数は概ね25名で、原則として各団体1名以内とする。

(推薦手続)

第8条 受賞候補者の推薦は、表彰基準該当者の中から真に表彰するにふさわしい者について、本協議会会員の長が、所定の推薦書により行うものとする。

(受賞者の決定)

第9条 受賞者は、前条の規定により推薦のあった者の中から、会長が決定する。

- 2 会長は、前号の決定を公正かつ適切に行うために、必要に応じて選考委員会の意見を聞くものとする。
- 3 選考委員会は、上川地方技能訓練協会会長、北海道旭川地方技能士会会長及び本協議会副会長で構成する。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

制 定 昭和53年 6月13日

改 正 昭和56年10月 1日

| | | |
|-----|-------|-------|
| 改 正 | 平成 5年 | 7月19日 |
| 改 正 | 平成 7年 | 5月29日 |
| 改 正 | 平成15年 | 2月18日 |
| 改 正 | 平成22年 | 8月20日 |
| 改 正 | 平成27年 | 5月25日 |
| 改 正 | 平成28年 | 5月26日 |
| 改 正 | 平成28年 | 8月24日 |